

社会福祉法人草津保育園 行動計画

職員が仕事と生活の調和を図り、子育てとの両立をはじめ、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日～2030 年 3 月 31 日までの 5 年間

1. 内容

目標 1 :
育児休業制度や短時間勤務制度を利用しやすく、育児休業後に職場復帰しやすい環境の整備

＜対策＞

2025 年 6 月～ 育児休業制度、相談窓口の周知を行い、取得しやすい環境を整備・促進する。

2025 年 7 月～ 育児休業期間中の代替職員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う。

2025 年 8 月～ 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供を行う。

2026 年 3 月～ 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しを行う

2026 年以降 随時、育児を行う職員に対し面談等を行い、意向確認後、必要な場合配慮を行う仕組みを構築する。

必要に応じ、代替職員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行い、随時対応していく。